

# 徳島県万代庁舎広告事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県広告事業実施要領(以下「要領」という。)に基づき、徳島県(以下「県」という。)が管理する万代庁舎への広告掲出について必要な事項を定めるものとする。

## (広告掲出の場所)

第2条 広告掲出の場所は、万代庁舎において県が指定する場所とする。

## (広告の募集)

第3条 広告の募集は、県又は広告取扱業者が行うものとする。

## (広告取扱業者の選定)

第4条 広告取扱業者は、広告代理店とする。

2 広告取扱業者は、原則として公募により選定する。

## (広告掲出期間)

第5条 県が募集する場合の広告掲出期間は、原則として1年とする。ただし、県が認める場合は1か月単位の掲出も可能とする。

2 県と広告取扱業者との契約における広告掲出期間は、5年の期間内で広告掲出場所の状況により定めるものとする。

## (行政財産の使用許可)

第6条 広告の掲出を希望する者(以下「広告主」という。)又は広告取扱業者は、万代庁舎広告事業の実施に当たって、行政財産の使用許可が必要なときは、許可を受けなければならない。

## (広告掲出の申込み等)

第7条 広告主は、県又は広告取扱業者に対し広告掲出の申込み等を行うものとする。掲出中の広告の内容の変更等を行う場合も同様とする。

2 県が募集する場合、県が認めた場合に限り広告主は自らが契約した広告代理店等を経由して申込み等を行うことを可能とする。掲出中の広告の内容の変更等を行う場合も同様とする。

## (広告の内容等)

第8条 広告主及び広告内容等については、万代庁舎の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれのないもの並びに県が推奨している等、閲覧者の誤解を招くおそれのないものとし、要領第3条によるもののほか、広告として適当でないと第14条に規定する徳島県万代庁舎広告審査会が認めたものは掲出することができない。

## (広告の禁止表現等)

第9条 広告の表現等で県の情報と錯誤するおそれのある表現やその他広告の表現として

適当でない認められるものは、これを禁止する。

(広告の制限表現等)

第10条 県は、広告の表現等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(広告の中止等)

第11条 県は、前3条の規定に基づき、広告主又は広告取扱業者に当該広告の全部又は一部について掲出の中止や修正等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由が無く掲出の中止や修正等に応じないときは、当該広告の全部について掲出を中止するものとする。

(広告料)

第12条 県が募集する場合の広告料は、別に定める。

2 広告主は、前項の規定による広告料を、県が指定した日までに県が発行する納入通知書により一括して納付するものとする。

3 納入された広告料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告の掲出を取り消したときはこの限りでない。

4 前項に定める還付額は、月単位とする。ただし、1月未満の端数は切り捨てる。また、還付する広告料には利子を付さない。

(広告の掲出順位)

第13条 広告掲出希望数が募集数を上回った場合においては、広告の掲出の優先順位は次のとおりとする。

(1) 県の地場産業や産品、その他観光関連産業及び多数の県民が利用できる文化、スポーツ、レクリエーション施設等、県内産業の活性化と県政の振興並びに県のイメージアップを図るにふさわしいもの

(2) 営利を目的としない法人、または私企業のうち公共性が高いもの

(3) 県内に事業所等(本社、支店、営業所、店舗等)を有する者

(広告内容等の審査)

第14条 広告主又は広告取扱業者は、掲出しようとする広告内容等についてあらかじめ県の審査を受けなければならない。

2 広告主又は広告取扱業者は、県から広告内容等について修正の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

(徳島県万代庁舎広告審査会の設置)

第15条 広告の掲出について審査する機関として、徳島県万代庁舎広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員長は、経営戦略部副部長とする。

3 審査会の委員は、管財課長、管財課副課長、管財課各担当リーダーをもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委

員がその職務を行う。

5 審査会の庶務は、管財課において行う。

(会議の開催)

第16条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要であると認めるときに委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。

4 委員長は、必要がある場合は、審査する内容等に関連する所管の職員の意見を聴くものとする。

5 緊急を要する事項又は委員長において会議の必要を認めないものは、委員等への持ち回り会議により、会議の開催に代えることができる。

(広告パネル等の作成及び掲出等)

第17条 広告パネル等の作成、取付、補修、撤去及び広告の掲出は、県が募集する場合は県が、広告取扱業者が募集する場合は広告取扱業者がそれぞれの責任及び負担において行うものとする。ただし、県が募集する場合、広告の作成は広告主が行い、その費用は広告主の負担とする。

(広告主及び広告取扱業者の責務)

第18条 広告主及び広告取扱業者は、広告内容等に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主又は広告取扱業者は、広告の掲出により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告主又は広告取扱業者がそれぞれの責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

2 徳島県本庁舎エレベーターへの広告掲出に関する取扱基準は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 徳島県万代庁舎エレベーター広告事業実施要綱は廃止する。

3 改正後の要綱は、施行の日以後に募集を開始する広告について適用し、同日前に県が広告取扱業者と締結した契約による広告については、なお従前の例による。